

議事内容

局長	第109回の常設審議委員会を始めたいと思います。 開会にあたりまして会長からご挨拶申し上げます。
会長	(挨拶)
会長	それでは、ただいまから第109回常設審議委員会を開催いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
局長	本日は、審議委員の総数19名に対し13名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
会長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(前回の審議案件について、資料1により報告)
会長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第5条9件を議題とします。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
会長	また、常設審議委員会運営規程第17条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
会長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、○○市・○○委員と○○市・○○委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
会長	はじめに、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各農業委員会事務局から説明をお願いします。
会長	はじめに、○○農業委員会から説明をお願いします。
○○農業委員会	(整理番号5-1について、資料に沿って説明)
会長	次に、○○農業委員会から説明をお願いします。

〇〇農業委員会	(整理番号 5－2について、資料に沿って説明)
会長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5－3について、資料に沿って説明)
会長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5－4及び5について、資料に沿って説明)
会長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5－6～9について、資料に沿って説明)
会長	ただいま、農地法第5条関係9件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
会長	はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の 特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでどうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の 特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでどうか。
〇〇委員	転用申請の理由のところに、水害のことが記述されているが、これは、転用と何か関係がある話なんですかね。 また、そういう方達に優先的に販売しますといった話があるのかないのか。もしそうでないなら、ここで水害の話を記載しなくてもいいのではと思います。

〇〇農業委員会

水害に被災された方を優先的に斡旋するとかそういうことではなくて、この〇〇や〇〇の地区は、大雨の時に水害の影響のある地区で、本案件の地区はそれよりも高台にあるということで、水害の記述を付け加えたところですが、ご指摘のとおり転用には関係ないとの言われば、その通りだと思います。

〇〇委員

許可基準のところで、集落接続して設置される1種農地の許可については、県からも厳しく言われているようですが、図面を見る限りでは、田んぼの中にポツンとあるような感じがするんですけども、これは、県と事前に協議されているのでしょうか。

〇〇農業委員会

はい、事前に県と協議していました、既存の集落とみなす部分については、3戸以上と連たんしている集落で、申請地の左手の方に定住促進住宅として複数戸あるのと、上の方に4戸ありますので、その集落に接続するということで、集落に接続して設置されるものとして許可できるものと思っています。

〇〇委員

私の方で聞いたところによれば、隣接という捉え方が、県としても最近厳しい基準を設けていると聞いたが、今回の案件では、県からは指摘はあってないですね。

〇〇農業委員会

第1種農地を転用するにあたり許可基準として、集落接続を適用するにあっては、特に問題はないと言われています。

〇〇委員

赤囲みで表示されているところは何でしょうか。

〇〇農業委員会

調整池の左側に地目畠の土地が計画地から外れているものがあります。計画地の北側に当初計画地に入っていた土地があるが、相続未登記のため、現状土地の所有者がわからないということで、転用ができないということで、計画から除外されています。そのうち造成地のすぐ左手にある小さめの農地については、開発道路に接する形で計画を立てられていて、開発道路については、後に市が管理する形で、公衆用道路としてみなされることから、営農通作には影響がないということで、県の方とも協議が済んでいるところです。

会長

農地について、管理とか草刈りはどのようにされるのですか。

〇〇農業委員会

この隣地を確認した際に、住民が草刈りや維持管理をされる。

所有者が後で出てきた際には、すぐ営農できるような形で管理していくというふうに伺ってはいます。

会長	新興住宅ができるということで、雑草とか虫とか発生するので、十分な管理を行なっていただきたい。
会長	他にご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係 〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の 特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係 〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の 共同住宅への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	転用地の価格は記載間違いではないかという感じがしたが。 また、図面が二つの案件とも同じようだが。
〇〇農業委員会	2つの案件は、隣接しており、一緒に工事を行う関係から同じ図面で表しているところです。大変わかりにくくて申し訳ございません。
〇〇委員	6棟と2棟とに分けて見るということですね。 転用地の価格は。計算間違いですか。
〇〇会長	〇〇の件は、後ほど報告されるので、次の案件に進みます。
〇〇会長	次に、農地法第5条関係 〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇

	申請の 特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係 〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の 駐車場への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	工場の増設を計画されるとありますが、既存の施設を増設するのか。新たに増設するのか。また、従業員を採用されるのでしょうか。
〇〇農業委員会	増設につきましては、申請地の北側が既存の工場でその北側に増設して工場を建てるという計画になっているところで、駐車場として使用しているところが不足するとともに、〇〇名の雇用を予定されています。
会長	他にご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係 〇〇農業委員会より諮問の 〇〇〇〇申請の 特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	先ほどの説明で、パイプラインの移設同意を〇〇土地改良区からいただきましたということでしたが、具体的にどういった内容で同意を取りられたのか教えてください。
〇〇農業委員会	パイプラインの移設につきまして、現存のパイプラインは、申請地の土地内に南北に走っていました。西側水路の通路として設けるところに

	パイプラインを移設するとい内容で土地改良区と協議が行われているところです。
○○委員	左側に移設するというイメージでよろしいのですか。
○○農業委員会	その通りでございます。左側の水路沿いの歩道のところに移設することになっています。
○○委員	そこに移設して、周りの水田に対して支障がないということで、承諾をもらえたということで良いのですね。
○○農業委員会	既存のパイプラインの一番の影響となるのは、申請地の北側水路につながるパイプラインということでしたので、東側、南側の農地については、現存の施設で問題ないということです。
会長	護岸工事はどのような構造になっていますか。
○○農業委員会	護岸工事につきましては、現在土場となっているところをコンクリート施工にして、支障がないようにすると聞いているところです。
会長	他にご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係 ○○農業委員会より諮問の ○○○○申請の 特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。

会長	○○の案件に戻ります。
○○農業委員会	転用地の価格を改めて確認したところ、整理番号5－4の案件は、正しくは、○○千円。整理番号5－5の案件は、○○千円が正しい数字です。大変失礼しました。
会長	他にご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第5条関係 ○○農業委員会より諮問の ○○○○申請の 共同住宅 への転用について、採決を取りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	全員挙手ですので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
会長	続きまして、「国会議員へ要請活動について」(資料2)農業会議事務局から説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2)の詳細にわたって、内容説明
会長	「農業者年金、全国農業新聞の推進について」(資料3)について、農業会議事務局から説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料3)の詳細にわたって、内容説明。
会長	事務局、他に何かございますか。
農業会議事務局	特にございません。
会長	意見・質問等もないようでございますので、以上をもちまして、

第109回常設審議委員会を終了いたします。
皆さま、お疲れさまでした。

会長 次回は5月15日(木)、佐賀総合庁舎にて、開催となりますので、ご予定をお願いします。